

交通安全写真コンクール実施要領

一般社団法人 島根県安全運転管理者協会

第1 目 的

交通安全に関する写真を広く県民から募集してコンクールを実施することによって、交通事故防止を県民に訴え、交通安全意識の高揚を図ることを目的とする。

第2 応募受付期間

4月1日～8月17日までの間

第3 主 催 等

1 主催

一般社団法人島根県安全運転管理者協会

2 後援

- (1) 一般財団法人島根県交通安全協会
- (2) 自動車安全運転センター島根県事務所

3 協賛

- (1) 島根県
- (2) 島根県警察本部

第4 応募要領

1 テーマ

- (1) 正しい交通ルールとマナーの高揚を訴えるもの。
- (2) 交通安全活動、安全運転管理活動等を扱ったもの。
- (3) 交通事故の危険性を訴えるもの。
- (4) その他交通安全に関するすべてのもの。

2 応募資格

島根県内に住所又は勤務先を有するものであること。

3 応募規定

- (1) 4つ切りサイズで、カラー・白黒・デジタルカメラ撮影を問わない。
- (2) 作品は、前年の8月以降に応募者が撮影したものであること。
- (3) 応募点数に制限はないが、未発表のものであること。
- (4) 入賞作品の著作権は主催者側に帰属します。
- (5) 応募作品は、原則として返却しない。
- (6) 肖像権の問題が生じた場合、応募者が責任を持って解決すること。

4 応募方法

「交通安全写真コンクール応募票」に、題名・住所・氏名等必要事項を記載し、作品の裏面に貼付すること。

5 送付先

作品は、各地区安全運転管理者協会を經由して、一般社団法人島根県安全運転管理者協会へ送付すること。

第5 表 彰

1 表彰は、下表のとおりとする。

表 彰 名	表彰数	表 彰 者
島根県知事賞	1 点	島根県知事
島根県警察本部長賞	1 点	島根県警察本部長
島根県交通安全協会会長賞	1 点	一般財団法人島根県交通安全協会会長
自動車安全運転センター島根県事務所賞	1 点	自動車安全運転センター島根県事務所賞
島根県安全運転管理者協会会長賞	1 点	一般社団法人島根県安全運転管理者協会会長
入 選	5 点	
佳 作	10 点	

2 敢闘賞

4 点以上の応募者

3 参加賞

上記以外の応募者全員

第6 作品の審査

県協会長が、写真について識見があると認められる者の中から選考した者及び主催者・後援者・協賛団体の代表者によって審査し入賞作品を決定する。

第7 発表通知

作品提出先又は関係地区安全運転管理者協会を通じて本人に通知する。

第8 入賞作品の活用

入賞作品は、島根県交通安全県民大会その他交通関係の催し会場で展示するほか、交通安全ポスター・チラシ、広報紙等に使用する。